宍粟市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月19日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第25号

宍粟市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市営住宅条例施行規則（平成17年宍粟市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前

別表（第14条関係）

団地名	竣(しゅん)工年度	号数	戸数	応益係数（うち利便係数）	近傍同種の住宅家賃
横須	平成11年度	１号棟102～107 202～207 302～307	18	0.5146 (0.95)	60,200
		１号棟101・108 201・208 301・308	6	0.7093 (0.95)	84,400
	平成15年度	３号棟101～103 201～203 ４号棟101～104 201～204	14	0.5124 (0.93)	74,300
		３号棟104・105 204・205	4	0.6975 (0.93)	101,100

改　正　後

別表（第14条関係）

団地名	竣(しゅん)工年度	号数	戸数	応益係数（うち利便係数）	近傍同種の住宅家賃
横須	平成11年度	１号棟102～107 202～207 302～307	18	0.5124 (0.95)	63,400
		１号棟101・108 201・208 301・308	6	0.7063 (0.95)	88,800
	平成15年度	３号棟101～103 201～203 ４号棟101～104 201～204	14	0.5103 (0.93)	78,100
		３号棟104・105 204・205	4	0.6945 (0.93)	106,300

改　正　前						改　正　後					
	平成17年度	２号棟101～103 201～203	6	0.5168 (0.93)	61,800		平成17年度	２号棟101～103 201～203	6	0.5146 (0.93)	65,400
		２号棟104～106 204～206	6	0.7034 (0.93)	78,000			２号棟104～106 204～206	6	0.7004 (0.93)	82,600
加生	平成18年度	１号棟102～104 202～204	6	0.5347 (0.94)	71,500	加生	平成18年度	１号棟102～104 202～204	6	0.5324 (0.94)	74,600
		１号棟101・201	2	0.7352 (0.94)	98,200			１号棟101・201	2	0.7321 (0.94)	102,400
	平成19年度	２号棟101～103 201～203	6	0.7392 (0.94)	100,500		平成19年度	２号棟101～103 201～203	6	0.7361 (0.94)	104,900
加生Ｂ	昭和53年度	４～６	3	0.4466 (0.91)	27,600	加生Ｂ	昭和53年度	４～６	3	0.4465 (0.91)	21,900
	平成６年度	１～３	3	0.5788 (0.91)	74,900		平成６年度	１～３	3	0.5721 (0.91)	74,000
野	昭和50年度	１～10	10	0.3951 (0.91)	17,600	野	昭和50年度	１～10	10	0.3949 (0.91)	18,800
金谷	昭和50年度	１～６	6	0.3659 (0.87)	14,600	金谷	昭和50年度	１～６	6	0.3659 (0.87)	15,200
下比地	平成24年度	１号棟101～103 201～203	6	0.5033 (0.88)	82,300	下比地	平成24年度	１号棟101～103 201～203	6	0.5013 (0.88)	86,500
	平成25年度	２号棟101～103 201～203	6	0.5054 (0.88)	79,400		平成25年度	２号棟101～103 201～203	6	0.5033 (0.88)	83,700
		２号棟104・204	2	0.6879 (0.88)	105,000			２号棟104・204	2	0.6851 (0.88)	110,700
下宇原	昭和53年度	11～16	6	0.4023	27,600	下宇原	昭和53年度	11～16	6	0.4021	21,000

改　正　前							改　正　後						
					(0.83)							(0.83)	
		平成６年度	１～３	3	0.5478 (0.85)	68,300		平成６年度	１～３	3	0.5415 (0.85)	67,500
		平成９年度	７～９	3	0.5698 (0.85)	78,200		平成９年度	７～９	3	0.5635 (0.85)	77,500
		平成10年度	４～６	3	0.5765 (0.85)	85,900		平成10年度	４～６	3	0.5702 (0.85)	85,200
	中山台	平成30年度	１号棟101～104 201～204 301～304 401～403	15	0.5312 (0.91)	83,800		中山台	平成30年度	１号棟101～104 201～204 301～304 401～403	15	0.529 (0.91)	88,200
		令和２年度	２号棟101～103 201～203 301～303 401～403	12	0.5354 (0.91)	81,400			令和２年度	２号棟101～103 201～203 301～303 401～403	12	0.5333 (0.91)	85,700
			２号棟104・ 204・304	3	0.7273 (0.91)	110,500				２号棟104・ 204・304	3	0.7245 (0.91)	116,300
	木谷	平成22年度	１号棟102～103 202～203	4	0.4793 (0.87)	80,400		木谷	平成22年度	１号棟102～103 202～203	4	0.4773 (0.87)	84,300
			１号棟101・201	2	0.6642 (0.87)	104,100				１号棟101・201	2	0.6614 (0.87)	109,200
			２号棟101～202	4	0.4793 (0.87)	88,200				２号棟101～202	4	0.4773 (0.87)	92,500
	繁盛	昭和62年度	１～４	4	0.4355 (0.80)	32,500		繁盛	昭和62年度	１～４	4	0.43 (0.80)	33,000

改　正　前					
三方	平成７年度	１～６	6	0.5766 (0.83)	82,300
		７・８	2	0.5382 (0.83)	79,800
神戸	平成12年度	３～20	18	0.6522 (0.89)	104,400
福知	平成15年度	１～10	10	0.6692 (0.88)	98,100
ナゴキ	昭和58年度	１～３ ５～11	10	0.4257 (0.84)	31,800
	昭和59年度	12～19	8	0.4257 (0.84)	32,100
今市	平成元年度	１～３ ５～７	6	0.4827 (0.79)	41,200
	平成３年度	８～13	6	0.4886 (0.79)	39,000
	平成４年度	15～18	4	0.4945 (0.79)	38,700
土井久	平成22年度	101～104 201～204	8	0.4848 (0.88)	78,200
		105・205	2	0.6718 (0.88)	101,500
宝谷	昭和58年度	１～10	10	0.3895 (0.76)	33,000
中島	平成15年度	１～７	7	0.6385	66,600

改　正　後					
三方	平成７年度	１～６	6	0.57 (0.83)	81,600
		７・８	2	0.532 (0.83)	79,100
神戸	平成12年度	３～20	18	0.6451 (0.89)	103,800
福知	平成15年度	１～10	10	0.6622 (0.88)	98,100
ナゴキ	昭和58年度	１～３ ５～11	10	0.4239 (0.84)	32,500
	昭和59年度	12～19	8	0.4257 (0.84)	32,800
今市	平成元年度	１～３ ５～７	6	0.4769 (0.79)	42,000
	平成３年度	８～13	6	0.4827 (0.79)	39,800
	平成４年度	15～18	4	0.4886 (0.79)	39,600
土井久	平成22年度	101～104 201～204	8	0.4828 (0.88)	82,000
		105・205	2	0.669 (0.88)	106,400
宝谷	昭和58年度	１～10	10	0.3895 (0.76)	33,800
中島	平成15年度	１～７	7	0.6358	69,400

改　　正　　前	改　　正　　後
(0.86)	(0.86)
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。